

# 公 募

荒川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。  
(伐採樹木は無料でお持ち帰りいただけます。)

平成23年9月30日

羽越河川国道事務所長

宮崎 清隆

## 1. 目的

荒川の河川敷はヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、洪水時の流れの妨げとなって、治水上の問題となっています。また、樹木が河川巡視の視野の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となるなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、羽越河川国道事務所では優先度の高い箇所から伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えません。そのため、コスト削減に取り組んでおり、処理費の削減のため平成18年度から実施している伐採木の無償配布を行ってきました。

一方で、無償配布する伐採木は、キノコ栽培のホダ木としては傷みが激しいことから、地域からは自ら伐採したいとの声も上がっていました。

そこで、河川管理者が伐採予定の樹木について、公募により募った希望者に先行して伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰っていただくことにより、費用の節約と木材資源の有効活用を図る試みを行うものです。

## 2. 場所

お一人につき応募区画数は1区画とします。場所は別紙位置図に示す箇所を予定していますが、現地状況等により変更する可能性があります。

伐採場所： 関川村高田地先(高田橋上流右岸の河川敷)

区画数： 軽トラック2台分程度を伐採可能な区画を15区画程度

### 3. 伐採樹木

すべての樹種の伐採が可能です。ただし、大木等は残す場合があります、残存樹木は具体的に指示します。

### 4. 現地状況、その他

- ・樹木の状況：ヤナギを主体とし、ハリエンジュなどが混在する樹林です。区画によってはその他の樹木も混在します。胸高直径 10 c m～30cm 程度のものが 1 区画内に 2 本から 5 本程度生えている箇所を選定していますが、細い樹木が混ざることがあります。下草刈りは行っていません。
- ・運搬路：伐採区画まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。
- ・現地状況に関する問い合わせ先：羽越河川国道事務所 荒川出張所

〒959-3131 村上市藤沢 27-1    Tel 0254-62-2528    Fax 0254-62-1412

### 5. 伐採条件

下記の条件及び別途お渡しする作業届出書裏面の留意事項に従って実施して下さい。

#### (1) 実施内容、費用等の負担、

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下伐採資格者という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂きます。

#### (2) 損害・事故の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、土地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ損害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一損害・事故等が発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとしします。

#### (3) 手続き及び伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、別途配布する「河道内の樹木伐採にかかる作業届出書」を提出してください。

提出後より平成23年12月18日までに伐採していただきます。

すべての作業の完了後、荒川出張所において現地確認を行い、問題があれば手直し等を指示する場合があります。

#### (4) 作業実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。ただし、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

#### (5) その他

- ①事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、荒川出張所へ報告してください。なお、連絡にあたっては、必要に応じて警察や消防に通報するなど、第三者及び伐採者の安全確保を優先して下さい。
- ②河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- ③ゴミ等は出さないものとし、使用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- ④伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。

### 6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限は有りませんが、新潟県内に住所を有する者であり、伐木を自家消費用とする場合に限りです。

### 7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として羽越河川国道事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに

伐採資格者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

## 8. 申し込み方法

別紙応募用紙に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出して下さい。

(郵送、FAX、メール、持参可。)

また、アンケート(別途配布)を申し込み書と併せて提出して下さるようお願いいたします。

① 受付期間：平成23年10月1日(土)から平成23年10月31日(月)まで

なお、持参する場合は 平日の9時00分から17時00分まで

※郵送の場合は10月31日(月)必着

② 受付場所：北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課 河川管理係

〒959-3196 村上市藤沢27-1

Tel 0254-62-6032 Fax 0254-62-1411

メールアドレス [uetu@hrr.mlit.go.jp](mailto:uetu@hrr.mlit.go.jp)

## 9. その他

- ・ 応募者は止むを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には許可を取り消す場合があります、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用は補償しません。また、伐採資格者に原状回復等の措置を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中断する場合があります

以上

# 応 募 用 紙

平成 年 月 日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長 殿

住 所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

河川敷地内の樹木伐採について応募します。

## 記

1. 伐採木の使用目的： \_\_\_\_\_

2. 応募者の連絡先

電話番号： \_\_\_\_\_

F A X： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_